

○銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定

(令和3年6月1日神奈川県公安委員会告示第4号)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第12条の3に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定(平成30年神奈川県公安委員会告示第9号)は、廃止する。

医師の氏名	医療機関の名称	所在地	診断の対象者の区分	指定年月日	指定期間満了年月日
斎藤庸男	さいとうクリニック	横浜市神奈川区反町3丁目22番地4	1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気(2に定める病気を除く。)にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者	令和3年6月1日	令和6年5月31日
原恵子	原クリニック	横浜市南区浦舟町1丁目1番地メディカル浦舟7F	同	同	同
日野博昭	特定医療法人社団鵬友会横浜ほうゆう病院	横浜市旭区金が谷644番地1	1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気を除く。)にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である疑いのある者	同	同
澁谷克彦	同	同	同	同	同
竹田礼子	同	同	同	同	同

竹 林 裕 直	医療法人社 団正慶会栗 田病院	川崎市幸区 小倉2丁目 30番13号	銃砲刀剣類所持等取締法第5 条第1項第3号に掲げる政令 で定める病気（銃砲刀剣類所 持等取締法施行令第8条第3 号に掲げる病気を除く。）に かかっている疑いのある者又 は同項第4号若しくは第5号 に該当する疑いのある者	同	同
猪 狩 温	同	同	同	同	同
糸 日 谷 佑	同	同	同	同	同
西 原 明 弘	同	同	同	同	同
藤 井 潤	同	同	同	同	同
本 杉 真 帆	同	同	同	同	同
池 谷 直 樹	公立大学法 人横浜市立 大学附属病 院	横浜市金沢 区福浦3丁 目9番地	銃砲刀剣類所持等取締法施行 令第8条第3号に掲げる病気 にかかっている疑いのある者	同	同